資料 8

七飯町水道事業給水条例及び七飯町公共下水道条例の一部を改正する条例の概要

上下水道課

1　改正理由

令和３年１１月１１日に、七飯町公営企業経営審議会より「水道事業及び下水道事業の公共サービス水準の見直しの実施」の答申を受け、利用者（特に年金収入世帯）の利便性確保と公営企業経営の更なる効率化の両方を実現するため検針業務及び収納方法に関して、七飯町水道事業給水条例（昭和４７年条例第３号）及び七飯町公共下水道条例（平成元年条例第１号）の一部を改正するものです。

2　改正内容

（１）水道メーター及び下水道参考メーターの検針を毎月検針から、令和５年４月より奇数月（２ヶ月に１回）での隔月検針と変更

（２）水道料金・下水道使用料の支払を毎月支払から、令和５年４月より年金支給月である偶数月（２ヶ月に１回）に変更

※１　令和５年４月は、検針は行わないが令和５年３月分の請求を予定

※２　令和５年度初回検針は、令和５年５月１２日から２３日の期間で、４月・５月分（２ヶ月分）の検針

（３）窓口納付のほか口座振替、コンビニエンスストア納付、クレジットカード納付及びスマホ決裁といった各種支払体制の整備を実施し町民の利便性向上を図ってきた結果、現状として水道料金等を集金人へ支払う方法を利用する町民が限定的であることから、集金業務を原則廃止

3　施行期日

この条例は、令和５年４月１日から施行します。

4　経過措置

この条例の附則に経過措置として、改正後の七飯町水道事業給水条例及び七飯町公共下水道条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前から継続して使用し、かつ、施行の日から令和５年４月３０日までの間に料金等の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金等の徴収については、なお従前の例による規定を設けます。